事 務 連 絡 令和2年11月16日

各 名 保健所設置市 特別区 衛生主管部(局) 御中

> 厚生労働省医政局経済課 (マスク等物資対策班)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布 について」の一部改正について

今冬のインフルエンザ流行期において診療・検査医療機関が発熱患者に対応するために必要な PPE の無償配布については、令和2年9月15日付けの事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」で初回配布についてお知らせしたところです。

今般、2回目の配布について追記し、別紙のとおり、令和2年9月15日付けの事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」を改正しました。

引き続き、今冬、診療・検査医療機関に対して必要な PPE が行き渡るよう、各都道府県を中心に、ご協力をお願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

事 務 連 絡 令和2年9月15日 令和2年11月16日改正

各 { 都 道 府 県 保健所設置市 } 衛生主管部(局) 御中 特 別 区 }

> 厚生労働省医政局経済課 (マスク等物資対策班)

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について

今年度、季節性インフルエンザの流行期では、多数の発熱患者の発生が想定されています。一方、専門家によると、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。また、今冬は、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。

このような状況を踏まえ、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け事務連絡)が発出されたところですが、その中で追ってご連絡するとしていた発熱患者等の診療・検査可能な医療機関として都道府県から指定される医療機関(以下「診療・検査医療機関」という。)に対する個人防護具(以下「PPE」という。)の配布支援について、下記のとおりお知らせいたします。

今冬、診療・検査医療機関に対して必要な PPE が行き渡るよう、各都道府県を中心に、ご協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)

照会先:マスク等物資対策班 配布担当

TEL: 03-3595-3178

# 1. インフルエンザ流行期に備えた体制整備に対する PPE の配布について

- 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に当たっては、発熱等の症状のある多数の患者に対して適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備する必要があることを踏まえて、既に、都道府県に対して、発熱患者等が、帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や検査センターを相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を10月中に整備することを依頼しているところ。
- 季節性インフルエンザ及び COVID-19 の検査においては、上気道検査を中心に医療従事者に一定の暴露が想定されるため、日本環境感染学会<sup>1</sup>、国立感染症研究所<sup>2</sup>及び日本感染症学会<sup>3</sup>等のガイドラインなどにおいて、PPE の装着が推奨されている。
- 季節性インフルエンザの流行に伴い発熱患者等に接する機会が増加することが想定される。医療従事者の COVID-19 の感染リスクを低減させ、医療従事者の安全を確保した上で、より多くの医療機関に当該体制整備への参画を促す観点から、診療・検査医療機関に対して PPE を無償で配布する。

### 2. 配布する PPE について

- 上記の日本環境感染学会、国立感染症研究所及び日本感染症学会等のガイドラインにおいては、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋の装着が推奨されており、これに基づき、診療・検査医療機関にサージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋の配布を実施する。
  - ※ 上気道の検体採取等では一般的に大量のエアロゾルが生じないことから、 上記ガイドラインでも N95 等マスクの使用は推奨されておらず、また、N95 等マスクはフィットテスト等の実施が求められ、厳密に使用しないとその効 果がないと専門家から指摘されており、N95 等マスクは今回の配布対象に含 まれない。

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 一般社団法人 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染省への対応ガイド 第 3 版 2020 年 5 月 7 日 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\_taioguide3.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 2020 年 6 月 2 日

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 一般社団法人 日本感染症学会 今冬のインフルエンザと COVID-19 に備えて 2020 年 8 月 3 日 http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/guidelines/2008\_teigen\_influenza\_covid19.pdf

## 3. PPE の配布スキームについて

- 診療・検査医療機関への PPE の配布は、原則として都道府県より行う。具体的には、都道府県は、国から配布される PPE 又は既に備蓄している PPE を、診療・検査医療機関のニーズ等に基づき配布する。
- O 都道府県は、一定期間ごとに圏内で必要な PPE 数の見込みを算出し、国に要望する。
- 〇 国から都道府県への PPE の配布については、過度な備蓄スペースを要することがないよう、複数回にわたって行う。初回配布は 10 月、2回目の配布は 12 月を予定しているが、3回目以降の配布については、詳細を追って連絡する。
- 〇 また、新たに整備した体制下での配布漏れ等を避ける観点から、診療・検査 医療機関ごとの必要情報(PPE 配布量、所在地等)を 10 月 1 日 (木) までに 国に送付する場合には、国から当該診療・検査医療機関へ初回配布分の PPE を 直接配布する。
- 2回目の配布については、診療・検査医療機関ごとの必要情報(PPE 配布量、 所在地等)を11月30日(月)までに国に送付する場合には、国から当該診療・検査医療機関へ初回配布分のPPEを直接配布する。
- 〇 3回目以降の配布についても、予め設定する期限までに、診療・検査医療機関ごとの必要情報を国に送付した場合には、当該診療・検査医療機関へ PPE を直接配布する予定である。
- なお、上記の配布スキームは、国から都道府県への PPE 配布、都道府県における配布 PPE の仕分け及び都道府県から診療・検査医療機関への PPE 配布について、それぞれ 1 週間程度を要することを前提としている。

## 4. 都道府県における対応事項について

- 上記3の配布スキームの実行に当たり、都道府県において以下の事項について対応を行う。
- なお、国配布の PPE に係る都道府県による保管や配送等の費用については、

令和2年7月31日事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。

#### (1) PPE 備蓄スペースの確保

○ 都道府県は、国からの PPE 配布に備えて、備蓄スペースを確保する。既存の備蓄スペースでの保管が困難な場合も想定されるため、国とも連携しながら、初回配布の前に必要なスペースを確保すること。

### (2)診療・検査医療機関への PPE 配布

〇 都道府県から診療・検査医療機関への PPE 配布に当たっては、実施主体 に応じて、柔軟に対応すること。

たとえば、病院及び診療所等の医療機関においては、複数月分の PPE の保管に十分なスペースがない場合が想定されることから、毎月、都道府県において、PPE の需要を聴取した上で、 1 か月分の PPE を配布することが考えられる。

- O また、診療・検査医療機関への PPE 配布に当たっては、効率的な配布のために、医療関係団体などに協力を仰いで、都道府県が実施した場合も、国の財政措置の対象となる。
- O なお、今後、配布実績の報告等を求めることから、今冬のインフルエンザ流行期に向けた診療・検査医療機関への PPE の配布数等について、通常の PPE 配布数等とは別に管理を行うなど記録の整備について遺漏なきように すること。

#### (3) 国への圏内で必要な PPE 数の要望

#### (初回配布)

- O 都道府県は、圏内で 11 月及び 12 月に必要な PPE 数の見込みを算出し、
   10 月 1 日 (木) までに国に要望する。その際、別紙の様式 1 を使用すること。(報告先: influ\_ppe-ctr@mhlw.go.jp)
- 〇 別添の過去の都道府県別のインフルエンザ検査数及び罹患者報告数の推 移に基づくと、インフルエンザ流行期に必要な PPE の月別の内訳の見込み が算出可能である。都道府県から 11 月及び 12 月に必要な PPE 数を要望す るに当たっては、配布希望総量が過大に増加しないよう、1 月以降のインフ ルエンザの流行トレンドも踏まえること。

#### (2回目配布)

〇 都道府県は、圏内で1月(1ヶ月分)に必要なPPE数の見込みを算出し、 11月30日(月)までに国に要望する。その際、別紙の様式1(注:前回様 式から更新があるため、前回様式は使用しないこと)を使用すること。

(報告先: influ\_ppe-ctr@mhlw.go.jp)

- 別添の過去の都道府県別のインフルエンザ検査数及び罹患者報告数の推移に基づくと、インフルエンザ流行期に必要な PPE の月別の内訳の見込みが算出可能である。都道府県から 1 月に必要な PPE 数を要望するに当たっては、配布希望総量が過大に増加しないよう、2 月以降のインフルエンザの流行トレンドも踏まえること。
- 〇 さらに、今回送付する様式1においては、都道府県記入者確認表で自都 道府県を選択いただくと、右上の表に非滅菌手袋の「11・12月分配布数」、 「11・12月分最大見込数」、「1月分最大見込数」が表示される。配布希望 数量の算定にあたって、事前に参照し、参考にすること。
- O なお、PPE の配布希望量に関して、国から都道府県に対して詳細を聴取する場合がある点、留意されたい。
- (4)診療・検査医療機関に関する情報の国への伝達(初回配布)
- 〇 国から診療・検査医療機関への直接配布を希望する場合には、所在地や必要 PPE 量などの必要情報を、10月1日(木)までに国に報告する。その際、別紙の様式2を使用すること。

(報告先:influ\_ppe-ctr@mhlw.go.jp)

### (2回目配布)

O 国から診療・検査医療機関への直接配布を希望する場合には、所在地 や必要 PPE 量などの必要情報を、11 月 30 日(月)までに国に報告する。そ の際、別紙の様式 2(注:前回様式から更新があるため、前回様式は使用し ないこと)を使用すること。具体的には、今回送付する様式 2 においては、 郡市医師会等の医療関係団体に PPE 配布のとりまとめを依頼している場合 にはその旨選択する欄を設けているので、該当する場合は「〇」を選択する こと。

(報告先: influ\_ppe-ctr@mhlw.go.jp)